

防府市民間保育サービス施設研修代替職員雇用事業費
補助金交付要綱

平成5年10月19日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間保育サービス施設を営む法人又は個人（以下「法人等」という。）に対し、当該施設の職員が保育技術の向上を目的として県の実施する研修に参加した場合に、当該職員に代わる職員（以下「研修代替職員」という。）を雇用するために要する費用を市が補助する民間保育サービス施設研修代替職員雇用事業（以下「事業」という。）に係る補助金について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、民間保育サービス施設とは、次の第1号及び第2号のいずれかに該当し、かつ、次の第3号から第5号までのいずれにも該当する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する業務を目的とする施設で、法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）のうち、企業主導型保育事業及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設を除くものをいう。

- (1) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設については、保育に従事する者を2人以上配置しており、そのうち3分の1以上が保育士又は看護師（准看護師含む。）の資格を有すること。
- (2) 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設については、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、乳幼児5人以下であること。
- (3) 保育室の面積は、乳幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (4) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- (5) 施設の実情に応じた施設内防災計画を策定し、避難消火等の訓練が定期的に行われていること。

(補助の対象経費等)

第3条 市長は、毎年度予算の範囲内で、民間保育サービス施設に勤務する職員が、県の実施する研修に参加した場合に、研修代替職員の雇用に要する経費を当該法人等に対し、補助する。

2 前項の規定による補助額は、研修代替職員1人1日の雇用につき、県が定める民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業費補助金交付要綱別表の補助基準額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人等は、当該年度の研修が終了した時点において、防府市民間保育サービス施設研修代替職員雇用事業費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市民間保育サービス施設研修代替職員雇用事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を当該法人等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けた法人等からの請求により補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第6条 補助金の交付を受けた法人等は、事業に実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定があった年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた法人等に対して報告を求め、若しくは当該補助金の使用について、必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第8条 市長は、補助金の交付金を受けた法人等が次の各号の一に該

当するときは、当該補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付金を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該法人等に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 5 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

施設名

設置経営者名

連絡先TEL () -

防府市民間保育サービス施設研修代替職員雇用事業補助金交付申請書

年度の県の実施された民間保育サービス施設研修会に職員を参加させ代替職員を雇用しましたので、防府市民間保育サービス施設研修代替職員雇用事業補助金交付要項第4条に基づき、下記のとおり補助金を交付されますよう申請します。

記

交付申請額 _____ 円

内 訳

研修月日	職員氏名	代替職員 住所・氏名	雇用日額単価 (実支払額) ① (円)	雇用日額単価 (補助基準額) ② (円)	雇用日数 ③ (日)	計 ①又は②の少ない 方の額×③ (円)
計						

※ 施設の状況は、下記に相違ありません。 (年 月 日現在)

職 員 の 状 況	施設長	人	資格 有・無	保 育 室 面 積				m ²		
	保 育 士	人	うち有資格者 人	乳幼児1人当たりの面積				m ²		
				年 齢 別 児 童 数 (人)						
	調 理 員	人		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳以上	計
	そ の 他	人								
計	人		うち有資格者 人	消火用具の整備等	消火器 本	消防署の立入り調査による指摘		有・無		
				防災計画の策定	有・無	避難消火等訓練の実施		月 回		

※有資格者については、保育士又は看護師の資格を有していること。

第 2 号様式

指 令 防 子 第 号
年(年) 月 日

様

防府市長

年度防府市民間保育サービス施設研修代替職員雇用事業費
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金については、
下記のとおり交付決定しましたので、防府市民間保育サービス施設研
修代替職員雇用事業補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

補 助 金 額 金 円